

令和5年度事業計画書

公益社団法人 薬剤師認定制度認証機構

1. 事業概要

公益社団法人 薬剤師認定制度認証機構（以下、本法人）は、薬剤師の専門職能の向上を目的とする各種の生涯研修制度の質を高め、わが国の地域社会の保健・医療の向上と、公衆衛生の進展に貢献することを公益目的事業として、平成22年7月に内閣府より公益社団法人の認定を受け、第三者評価機関として、現在に至るまで認証事業を遂行してきている。

薬剤師業務に対する社会的要求と意識の高まりを期待して、かかりつけ薬剤師・薬局や健康サポート薬局など在宅を含む薬剤師の地域貢献を基盤とする業務領域の拡充と展開が進められている。さらに、改正医薬品医療機器等法（改正薬機法）の施行により、特定機能を有する薬局認定制度として地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の名称表示が可能となり、薬局薬剤師のあり方の変革が進んでいる。その成否は薬剤師としての「人づくり」に懸かっており、その一端を担う生涯学習の責任は重く、その質の均一化と向上はますます重要となっている。また、改正薬剤師法の第25条の2においては、従来の「情報提供義務」、「薬学的知見に基づく指導」に加え、「服用期間を通じた継続的な薬学的管理等」が義務付けられている。薬物治療における病院薬剤師及び薬局薬剤師の業務の質的向上への期待と、相互の連携による医療安全の確保や向上などが求められている。

本法人の認証している生涯研修制度による研修認定の取得は、平成28年度から「かかりつけ薬剤師」の備えるべき一要件となり、認定薬剤師の数は約13万～15万人と増加しており、各種生涯研修制度を評価・認証し、公表していく本法人の事業の果たす役割は益々重要となっている。今後は、本法人が認証した生涯研修実施機関（研修プロバイダー）に対するフォローアップによる支援を行い、認定薬剤師のさらなる質の向上とその保証に関する社会的周知を高め、認定薬剤師が、患者や地域から“真のかかりつけ”薬剤師として信頼され、求められていくように支援する。

一方、薬学6年制教育は、令和6年度から令和4年度改訂版の薬学モデル・コア・カリキュラムに基づく6年制教育が進められることになっており、薬学・医療の進歩に対応するために生涯にわたる自己研鑽への意欲と態度を有する薬剤師の育成が基本となっている。さらに令和4年度改訂版では、薬剤師に求められる資質が「生涯にわたって研鑽していくことが求められる資質・能力」として提示され、薬剤師がその職能を発揮していくための大学教育からの継ぎ目のない質の高い生涯学習環境を整備し、提供していくことは重要な事業となっている。

本法人は、その公益目的達成のために、設立以来の一貫した事業として各種薬剤師生涯学修制度の第三者評価に必要な基準等を設定し、認証申請に応じて、基準に適合する

制度を評価・認証し、公表してきている。現在本法人により認証を受けた研修プロバイダーの数は 34 機関存在するが、まだ全国的な展開には至っていない。引き続き全国各地の薬剤師が容易に受講でき、自らの知識・技能を高め、医療現場と地域社会への貢献につなげることが出来る学習環境の整備を進めていく必要があり、その推進を図る。

さらに、超高齢社会における終末期医療・ケアのあり方に関して、アドバンス・ケア・プランニング等も踏まえ、法的に網羅されていないところを病院薬剤師及び薬局薬剤師が医療人として取り組んでいくべき研修課題について、本法人が認証する研修プロバイダーによる研修プログラム構築等への支援を進める。

薬剤師の職能は、大きく変化し、特に臨床関連業務が増え、病院や薬局においてチーム医療の中で薬剤師が貢献することを、地域社会や医療関係者からも期待されている。特に薬剤師が薬の専門職として、くすりの個々の患者への適正使用、薬害や重篤な副作用防止などの安全性確保の責任を、調剤後の継続的な薬学的管理等を通した対人業務を主とする役割を果たしていくことが求められている。

そのため、生涯研修制度による研修認定薬剤師を基盤とし、さらなる専門性の向上を目指す特定領域認定薬剤師や専門薬剤師が薬学関連学会や職能団体から輩出されている。特に専門薬剤師は、その認定制度について議論が進められており、本法人においても専門薬剤師制度の評価基準や仕組みの構築、ガイドライン等の策定について、薬剤師認定制度委員会小委員会を中心に進めていく。

薬剤師は、薬物治療における医薬品をはじめ、生活環境中の種々の化学物質の安全性を評価・判断していることから、科学・技術や社会生活活動の各領域で現在用いられているレギュラトリーサイエンス（評価・調整の科学）の概念を日々実践していると言える。薬剤師は、このレギュラトリーサイエンスを医療現場及び地域社会の健全な発展に生かすことのできる重要な位置にある。このサイエンスの概念は、科学・技術の進歩とともに発展するものであるが『真に人と社会に役立つ』ことを基本的目標としている。薬剤師が日々進歩発展していく薬物治療に対応できるようにするためにも、この基本的目標を持って生涯学修制度の質の向上を支援していきたい。

新型コロナウイルス感染症はまだ終息には至らないが、理事会、社員総会や薬剤師認定制度委員連絡会は、対面による会議を指向するが、本年度も引き続き Zoom による Web 会議などの手段でも対応できるよう維持していくこととする。

また、令和 4 年度に発足した第 2 次ビジョン委員会を継続し、本法人の第三者評価機関としての認証事業の持続的活動の仕組みや将来構想に関する議論と提案の答申を求めていきたい。

2. 会議関連事項

1) 理事会

第1回理事会：令和5年6月2日（金）を予定。

令和4年度事業報告・決算報告、社員総会の開催日と提出議案の審議、理事候補者の選定及び薬剤師認定制度委員の選任に関して審議する。

第2回以降：定款に定める定例理事会（年間2回）のほか、臨時理事会（認証申請に関わる審議等）を含め3か月に1回の開催を計画し、一部定款第30条2項（書面理事会）の適用も含める。

2) 社員総会

定時社員総会：令和5年6月23日（金）を予定。

令和4年度事業報告・決算報告、令和5年度会費の規程及び理事の選任に関して審議する。

3) 令和5年度薬剤師認定制度委員連絡会：令和5年12月15日（金）を予定。

4) 認定薬剤師認証研修機関協議会（年2回開催）の後援。

5) ビジョン委員会の開催

6) 薬剤師認定制度委員会小委員会の開催

3. 事業関連事項

1) 評価基準及びその改善、普及に関連する事業

本法人による生涯研修制度の認証を受けている研修プロバイダーの認定薬剤師は、かかりつけ薬剤師取得の一要件となっており、薬剤師の生涯研修・認定制度に関して、質的評価を行うための基準の見直しやチェックリスト及び指針（ガイドライン）を整理し、その充実を図る。生涯研修制度には、薬剤師職能全体の向上を目指す「生涯研修認定制度」の他、特定の専門領域に関する高度の職能を認定する「特定領域認定制度」及び「専門領域認定制度」もある。研修プロバイダーの数は増えているが、さらに全国的な拡充に努める。

改正薬機法による薬局の機能分化が進んでいることから、個々の薬剤師の特定領域などの専門性の質的向上が求められている。薬学関連専門分野や学会からの認証申請の評価に対応するために、現在制定している認証事業実施要綱の制度、評価基準やチェックリスト等について認定制度委員連絡会などを通じた委員との意見交換を行い、引き続き見直し、認証申請記載ガイドライン（生涯研修認定制度申請用、特定領域認定制度ならびに専門薬剤師認定制度申請用）の整備・充実を図っていく。特に、専門薬剤師認定制度の評価基準や仕組み、認証申請記載ガイドラインの策定を進め、薬学関連学会や職能団体とのコンセンサスが得られるよう努める。専門薬剤師取得の基盤となる研修認定薬剤師を輩出する研修プロバイダーに対しては、認定制度委員によるフォローアップを展開し、個々の薬剤師が生涯学習記録（ポートフォリオ）を通じた継続的職能向上のさらなる推進を支援する。

デジタル時代への対応など薬剤師を巡る動向が変化しており、研修プログラム、研修認定単位等の電子化などが実行されており、本法人事業内容との整合性などに関す

る調整を進める。

また、薬剤師の卒後教育・研修に関連する教育機関や職能団体への本法人の認証事業の認知・普及に努める。その一環として新規に作成したパンフレットを、薬系大学、薬学関連学会、職能団体などへ配布し、情報提供を進める。また、リニューアルしたホームページでの本法人や社員各位からの情報発信を進める。

さらに、嘱託職員の増員により、本法人の主たる事業である認証事業の持続性を確保するための事務局体制の強化を図る。

2) 各種認定制度を評価し、認証する事業

薬剤師に対する各種の生涯研修制度を実施している機関からの認証申請に応じて、「認証事業実施要項」に基づき、薬剤師認定制度委員会で評価し、基準に適合する制度を認証し、公表する。生涯研修制度を評価する薬剤師認定制度委員は、現在 36 名であるが、さらなる増員により、昨年度から実施しているフォローアップ評価の方針精査や認定薬剤師制度の評価基準や仕組み構築を進める。

令和 4 年度までに認証した 34 の制度(生涯研修認定制度 27 件【G01～G27】、特定領域認定制度 6 件【P01～P06】、その他の制度 1 件【E01】)に加えて、本年度は、2 件程度の新規申請を見込み、申請に対する助言と推進を図る。なお、特定領域(専門)薬剤師認定制度などの専門性の高い制度の申請に関しては、評価基準や仕組み、ガイドライン等のさらなる修正を進め、関連する医療職の意見を求める環境を整える。

本年度から、薬剤師の専門性の質保証のために、専門薬剤師制度の評価・認証に係る評価基準や仕組み等の策定のために、小委員会を設置し、検討を進めたうえで、専門薬剤師を輩出する薬学関連学会及び職能団体等とのコンセンサスが得られるよう意見交換を行っていく。

3) 既認証の制度について、認証の更新を行う事業

薬剤師生涯研修認定制度の認証は、初回認証から 3 年後、以後 6 年毎に更新を受ける必要がある。令和 5 年度内には、2 回目認証更新 2 件 (P03、P04) 及び 3 回目認証更新 3 件 (G08～G10) の計 5 件の認証更新申請を評価する予定である。

なお、既認証制度のフォローアップは、昨年度は年度毎研修事業概要書の提出内容を認定制度委員が評価し、フォローアップ小委員会で講評した。本年度は、同小委員会でフォローアップのあり方、記載内容、確認事項等の検討を進め、研修プロバイダーへのアドバイス等通して、研修内容の充実が図れるよう展開する。また、既認証制度による研修に参画する個々の薬剤師の研修認定薬剤師の取得を推奨するよう努める。

4) 生涯研修制度の発足、運営等に関する支援、助言

薬剤師生涯研修制度の認証申請を検討中の薬系大学、職能団体およびその支部、特

定（専門）領域学会等からの要望に応えるため、認証コーディネーターを中心に認証取得に必要な条件、基準等について解説・助言する。また、「認証申請の指針」を基に作成した認証申請書記載ガイドラインの活用により、質の高い生涯研修制度の整備・育成を図る。

5) 生涯研修制度の将来像及び在り方に関する必要な検討と普及を行う。

薬剤師養成に薬学6年制教育が導入され、その間、今日に至る間に幾度か薬学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂が行われ、令和6年度から令和4年度改訂版の薬学モデル・コア・カリキュラムに基づく6年制教育が進められることになる。薬学6年制教育による多くの卒業生が社会で活動していることから、国際的にも通用する大学教育から卒業後の生涯にわたる一貫した学習制度の確立を目指すことが可能となっている。

本法人が公表している「求められる薬剤師への道程」及び「薬剤師生涯学習の在り方」の普及を目指して、新規作成したパンフレットを薬系大学、諸学会、職能団体等へ配布しているが、本年度も引き続き情報提供活動を進め、本法人の認知度を高める。

薬剤師が生涯学習による自己研鑽に努めることは、資格取得以前からの資質・能力として提示されており、社会的に課された義務である。その自己研鑽の証となる研修認定薬剤師を取得することを推奨し、普及に努めるとともに、薬学・薬剤師関係各団体や既認証研修プロバイダー各位の協力を得つつ、最終的には、研修認定薬剤師が生涯学習履歴の証明となる実質的な免許更新制を目指した提案を行えるように努める。

6) 専門薬剤師認定制度に係る取り組み

これまで実施してきた専門薬剤師認定制度の認証に係る認証の考え方や基準等も踏まえて、生涯研修による研修認定薬剤師を基盤とする、より専門性の高い専門薬剤師認定制度の評価基準や仕組みの構築、認証申請のためのガイドラインの策定などの整備を進める。その目的を達成するために薬剤師認定制度委員会に専門薬剤師認定制度小委員会を設置し、専門薬剤師を輩出する薬学関連学会及び職能団体等と意見交換を行いつつ、社会的信頼性を得られるよう取り組んでいく。そのため、広く他の医療職からの意見も求めていく。

4. その他

1) 新ビジョン委員会の継続設置

令和4年度に設置したビジョン委員会は、本年度も継続し、本法人の事業及び運営等に関し、将来の方向性の策定等に関して諮問を行う。

2) 事務局体制の強化

新事務局長及び総務担当理事の就任により、事務局体制は一定程度強化されつつあるが、フォローアップや専門薬剤師認定制度の評価基準や仕組みづくりに係る事務的業務を行っていくうえで認証コーディネーターの果たす役割は大きく、その育成、さらには事務局内の緊急事態に対応し、持続的な認証事業を遂行するために、嘱託職員の増員による事務局体制の強化を進めていく。

－以上－